

○国土交通省告示第 号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第一項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成十九年^{総務省}国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年 月 日

国土交通大臣 谷垣 禎一

三の２中「乗継円滑化事業」の下に「、事業構造の変更を行うことにより旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための鉄道事業再構築事業」を加え、「望ましい。」の次に次の段落を加える。

鉄道事業再構築事業については、その実施に際し、単に旅客鉄道事業の収支状況が厳しいものであることのみならず、当該旅客鉄道事業者の鉄道事業全体としての経営状況、当該旅客鉄道事業者による利用促進に向けた取組、地域の関係者による輸送の維持を図るための取組状況といった当該路線をめぐる歴史的経緯等の個別の事情を総合的にする必要がある。また、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式

会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一号に規定する新会社の路線については、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（平成十三年国土交通省告示第千六百二十二号）に留意する必要がある。

附 則

この告示は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。